かほく市防災環境対策課からのお知らせ

避難情報架電システムの登録について

　　　　　　～ご家庭の電話から自動音声で避難を呼びかけます～

対象者のみなさまへ

　このたび、市では従来の避難情報伝達手段に加え、ご家庭の固定電話等を利用して避難を呼びかける「避難情報架電システム」を導入します。

　このご案内は、下記の【対象者】にあてはまる方に送付しておりますので、本状が届いた方で、このシステムへの登録をご希望の方は、別紙の『登録申請書』にご記入し別添の返信用封筒に入れて、かほく市防災環境対策課まで送付してください。

【目　的】：災害に備えて、主に情報を得る手段が少ない方や避難に時間がかる方を対象に、さらに情報をお伝えする手段を拡充し、早期の避難を呼びかけます。

【対象者】：今回ご案内が届いた世帯（次のとおり）**※令和元年１２月３１日現在**

(ｱ)　介護保険における要支援・要介護認定を受けている者

(ｲ)　身体障害者手帳１・２・３級の交付を受けている者

(ｳ)　療育手帳の交付を受けている者

(ｴ)　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(ｵ)　７０歳以上の高齢者のみの世帯の者

(ｶ)　ア～オ以外の者で、災害時に自力での避難が困難な方で支援を希望

した者

【内容及び注意点】

　　　〇市から発表される避難情報を、あらかじめ登録されたご家庭の電話番号に直接音声でお伝えします。

　　　〇ひと世帯あたり、１つの電話番号を登録してください。（例えば、夫婦でご案内が届いたとしても、登録できる電話番号は夫婦で１つになります。）※２つの番号登録はできません。

　　　（裏面もご覧ください）

〇登録する電話番号は固定電話または携帯電話でも構いません。そのほか、ご家族や友人・知人など支援する方の電話番号でも登録できます。その場合は、支援する方の同意を必ず得たうえでご記入をお願いします。

〇登録無料です。また避難情報をお伝えしている際の通話料についても次の様に一部例外がありますが無料となります。

　　　〇電話の内容について、もし聞き逃した場合でも、次の番号に折返し電話をすることで、内容を確認することができます。ただしその場合は、通話料は発生し、通常の電話料に加算されます。

　　　　　内容を確認する場合の電話番号（050-3187-6364）

　　　〇避難情報伝達中は最大で３０秒間、呼び出しを行います。電話を取ることができなかった、また、話し中などで電話が繋がらなかった場合、再度の架電は行いませんので、ご注意ください。

【実際に電話で案内される情報】

〇「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」になります。

＜例＞※次の文面は一例です。状況により内容は異なることがあります。

　　「緊急連絡、緊急連絡。警戒レベル３。

避難準備・高齢者等避難開始発令。

こちらは、かほく市です。

〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。

速やかに避難を開始してください。

なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難し

てください。

以上かほく市からのお知らせでした。」

【このご案内に関する問い合わせ先】

　　　 かほく市役所　市民生活部　防災環境対策課　 防災対策係

　　　　TEL：０７６－２８３－７１２４　FAX：０７６－２８３－１１１５

　　　　アドレス：bousai@city.kahoku.lg.jp